

長田病院ケアプランサービス運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人清和会が開設する。長田病院ケアプランサービス(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等の依頼を受け、居宅サービス計画を作成するとともに担当居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が確保されるよう連絡調整その他の便宜の供与を行い、及び要介護者等が介護保険施設への入所を希望する場合に当たっては介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ指定居宅サービス及び介護保険施設への入所が確保されるよう介護支援を行う。
- 2 事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 長田病院ケアプランサービス
- 2 所在地 福岡県柳川市下宮永町624番地8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(職務兼務)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の一元化を行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 2 介護支援専門員 5名(職務専従4名、管理者兼務1名)、ただし業務の状況に応じて増員することができる。
介護支援専門員は第1条の事業の目的、第2条の運営の方針に基づく業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日、8月15日、12月31～1月3日は除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

3 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用料その他の費用額)

第6条 利用料については介護保険報酬額に準ずる。

(居宅介護支援の内容及び目的)

第7条 居宅介護支援業務としての内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者等の依頼を受け居宅介護支援の訪問相談業務。
- 2 要介護者等の同意による居宅サービス計画（ケアプランの作成）
- 3 当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が確保されるよう関係事業者間の連絡調整、関係市町村並びに保健・福祉サービスの提供主体との連携を図り、総合的なサービスの提供。
- 4 当該指定居宅サービス等の実施状況の把握と利用者からのサービス提供事業に対する苦情処理。
- 5 当該居宅サービス計画実施後の定期的変更（必要時・利用者からの希望時を含む）
- 6 介護保険施設への入所を要する場合には、施設への紹介その他の適宜の提供。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、柳川市、大川市、みやま市、大木町とする。

(秘密保持)

第9条

- 1 従事員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(公正中立)

第10条 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行うこととし、利用者又はその家族に対しては、居宅サービス計画の作成にあたっては、複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事、及び居宅サービス計画に位置付けた事業者の選定理由の説明を求める事が可能である事について十分説明を行うものとする。

(医療との連携)

第11条

- 1 居宅介護支援のサービス提供に際し、利用者又はその家族に対して、病院又は診療所に入院した時は、その入院した病院又は診療所に、担当の介護支援専門員

の氏名と連絡先を伝えてもらうように予め依頼する。

- 2 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス事業者から利用者に関する情報を受けた時や、その他必要と思われる事項がある時は、利用者の服薬状況、口腔機能、その他心身や生活の状況に関する情報のうち必要と認めるものについては、利用者又はその家族の同意を得て、主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供する。
- 3 事業所の介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求める。その意見を踏まえて居宅サービス計画を作成した際には、意見を求めた医師等に、その居宅サービス計画を交付する。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を行い、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- 4 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 5 成年後見制度の利用を支援を行う。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要な事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年2月1日から施行する。